

2019年度

中間支援活動助成

応 募 期 間

2019（平成31）年4月15日（月）～5月31日（金） ※必着

助 成 対 象 事 業

中間支援活動を行うNPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等の機能を発揮して、地域のNPO等の基本的な活動を支援する取り組みや、課題解決に向けた企画立案事業に助成します。

① 基本事業

1 相談 2 情報提供・ネットワーク 3 人材育成 4 書類作成指導 5 その他

② 企画立案事業

地域のNPO等の課題解決に向けた、時節に応じた企画立案事業。

※ 一つの市区町域のみを対象とする場合は不可。

※ ①のみの申請は可。②のみの申請は不可。

※ ②の企画立案事業の同一内容での申請は最長3年です。

助 成 金 額

上限100万円（①の上限50万円。①+②は100万円。助成予定額1,000万円）

※複数年にわたって事業を実施することも可能ですが、年度ごとに改めて審査を行ったうえで、助成の可否を決定します。

助 成 対 象 団 体

中間支援活動を行うNPO法人、一般社団（財団）法人等。要件はおおむね次のとおりです。

- ① 主たる事務所が兵庫県内にあること。
- ② 法人認証後、原則として3年以上経過していること。
- ③ 分野を特定しない中間支援活動を日常的に実施していること。
- ④ NPO等の運営について相談・助言できる専従職員と専用事務室を有していること。
- ⑤ 機関紙、HPなど充実した広報ツールを編集・発行していること。
- ⑥ ひょうごボランティア基金を始め、競争的な外部資金の獲得の実績が豊富なこと。
- ⑦ 外部支援スタッフなど経験豊富な人材を有し、必要に応じその支援が受けられる体制にあること。
- ⑧ ネットワーク的な組織・活動の事務局運営の経験があること。

申請から助成までの流れ (予定)

申請書の提出 (4・5月) → 書類審査 → (現地調査) → 第1次選考委員会 (6月中)
→ 第2次選考委員会 (7月中旬頃。プレゼンテーション及びヒアリング審査あり)
→ 結果通知 (7月中) → 実績報告書・請求書の提出 → 助成金の交付

- ※1 助成の可否及び助成額は選考委員会の審査を経て決定します。
- ※2 交付決定額が申請額を下回ることがあります。
- ※3 必要性が認められる場合は、助成額の2分の1を上限として概算払いが受けられます。
- ※4 兵庫県が実施している「生きがいごとサポートセンター事業」の補助団体については、事業内容や経費を当助成事業と明確に区分し記載してください。

助成対象経費

本事業に必要不可欠と認められる経費

なお、間接経費 (一般管理費: 人件費・通信費・会議費・印刷費・図書購入費・消耗品費等) は助成額の30%を限度に算入を認めます。

ただし、事務所費用 (事務所の家賃、光熱水費等)、備品 (助成額の20%を超える部分)、飲食費等は除きます。

※上記の経費の執行状況については、実績報告に際し、領収書等の支出証拠書類により確認を行います。

申請方法

- ① 申請書は、ひょうごボランティアプラザのホームページよりダウンロードしてください。
<ホームページアドレス <http://www.hyogo-vplaza.jp/>>
- ② 申請書は、ひょうごボランティアプラザに郵送または持参してください。

事業報告会等

本年度の事業方針等を説明しますので、説明会はできるだけ参加願います。
また、採択団体は事業報告会等により事業の成果を公表していただきます。

情報公開

助成事業の実施状況については、団体のホームページ等の中で公開していただきます。

また、実績報告書の一部 (団体名、代表者名、事業名、収支決算書、事業実施実績一覧表、活動の成果等) が、ひょうごボランティアプラザのホームページで公開されます。

【お問い合わせ・相談窓口】



ひょうごボランティアプラザ
(兵庫県社会福祉協議会)

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

(月曜から金曜 9:00~17:00)

